

根室市教育委員会規則第3号

根室市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月20日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和7年2月20日
根室市教育委員会規則第3号

根室市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

根室市青少年センター条例施行規則（昭和55年根室市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号及び第3号から第5号中「40%」を「70%」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。